

令和2年度 第2回甲賀市下水道審議会 概要報告

1. 開催日時 令和3年2月10日（水） 午後2時00分から午後4時00分まで
2. 開催場所 あいこうか市民ホール 練習室3
3. 議 題 (1) 令和3年度甲賀市下水道事業会計予算（案）について
(2) 令和3年度甲賀市一般会計（浄化槽関係）予算（案）について
(3) 合併浄化槽維持管理事業補助金交付要件の変更について
(4) 下水道使用料の改定について（諮問）
4. その他
5. 公開又は非公開の別 公開
6. 出席者
委員 的場委員、森村委員、大林委員、金森委員、福田委員、
福井委員、曾和委員、鵜飼委員、脇阪委員、瀬古委員 以上10名
事務局 上下水道部 立岡部長、黒田次長
下水道課 杉本参事、井口課長補佐、小嶋課長補佐
上下水道総務課 大谷課長、伴 課長補佐、中辻課長補佐、
大谷係長、望月係長
7. 傍聴者数 0人
8. 会議資料 別紙のとおり

9. 議事の概要

○出席委員数の報告

出席委員は、11名中10名で、委員の過半数の出席であることから、甲賀市下水道審議会規則第4条第2項の規定により、会議が成立していることを事務局から報告

○諮問

○会議内容の公開又は非公開について

会長 本日の、会議内容の公開、非公開についてであります。当審議会は市の附属機関にあたりますので、公開が原則であります。

本日の資料には個人情報等非公開にしなければならない内容は含まれてございませんので、全て公開とし、議事録での発言者は個人名ではなく、委員として公開させていただきます。

（全員異議なし）

○報告

事務局 (1) 令和3年度甲賀市下水道事業会計予算(案)について
資料に基づき説明

(質疑)

委員 1、コロナ禍で店舗等の事業者の排水が減少したとのことだが、1ページの処理水量の推移をみると、農業集落排水は下がり、公共下水道は上がっているがなぜか。

2、4ページの資本的収支で12億円の不足があり、そのうちの11億円は当年度分損益勘定留保資金から補填するとあるが、令和3年度には同じように11億円ぐらい補填を予定されている。損益勘定留保資金が、毎年11億円ずつ補填していたら無くなってしまわないか。残高はどれくらいなのか。

事務局 1、処理水量の推移では、令和2年度から貴生川農業集落排水を公共下水道へ接続したため、農業集落排水は下がり公共下水道が増えています。

コロナ禍の影響では、工場の排水量が前年度比較で10%程度落ちています。一般家庭は、休校や在宅勤の影響から逆に5%程度伸びています。

2、損益勘定留保資金はその年度の減価償却費と長期前受金戻入の差額であり、資本的収支の不足分を補填するものです。現金の支出がない補填財源で毎年余剰が出ると積みあがっていきませんが、補填した金額が目減りしているというわけではありません。

委員 排水量の件で減少しているという答えだったが、公共下水と農業集落排水の合計を足すと、令和元年度よりも令和2年度が22万m³程増えていると思うがそれはどうしてか。

事務局 工場排水は減っていますが、それ以上に一般家庭が増えています。また、処理水量は、各家庭、事業所からの汚水と不明水があります。予算で見込んだ水量よりも実際は下がってきます。

委員 排水量の見込みの根拠は、水道水の使用量を見込んでいて、処理水量はそれにプラス不明水が増加するので増えているとうことか。

委員 仕組みとしてはそういうことです。

事務局 (2) 令和3年度甲賀市一般会計(浄化槽関係)予算(案)について
資料に基づき説明

(質疑)

委員 14ページ7番目の浄化槽設備修繕補助金46基分2,175千円の予算を計上しているが、これを超えた場合は打ち切りとなるのか。

事務局 補正予算等措置を行い、補助金を交付するようにしています。

委員 1番目の浄化槽台帳整備業務委託料について、最近個人情報の漏洩が各地で言われる。契約ではどのようにして確約されるのか。

事務局 個人情報については、個人情報保護条例に基づいて、順守するように契約を結ぶようにしています。

事務局 (3) 合併浄化槽維持管理事業補助金交付要件の変更について
資料に基づき説明
(質疑)

委員 4年延長することによって、普及率がどれぐらいあがると考えているのか。

事務局 大幅な底上げは厳しいものと考えています。令和7年目標の99.1%を目指します。

委員 4年後更に延長はあるのか。

事務局 その時の社会状況等を勘案しながら検討します。

委員 供用開始になってから12年間の補助か。

事務局 事業開始された年度から12年間です。

委員 この補助金の意味合いは、公共をつないだ場合使用料で全て賄えるが、合併浄化槽は維持管理に投資しないといけないので差が出ないように補助するということか。

事務局 浄化槽の場合は市内で許可業者が3社おります。業者と民衆の契約で浄化槽の維持管理をしていただくこととなります。

浄化槽の年間維持管理費用と、公共下水道の使用量の汚水処理施設整備構想の段階で補助金制度を設置するときの比較から、年間約2万円程度の費用の差額があるのではないかという根拠から、補助金の制度と額が決められた経緯があります。

このあと下水道使用料改定について検討をいただきますが、浄化槽維持管理費用との差も詰まってくる。浄化槽の補助金制度全体を今後どうしていくのかという検討も含めて、総合的に令和7年度までに最終判断をしていきたいと考えます。

事務局 (4) 下水道使用料の改定について(諮問)について
資料に基づき説明
(質疑)

委員 改定の事務局案について、20^mまでの金額2,476円が令和8年以降3,000円になる。これは全員にかかるので一見平等に思えるが、20^m以下の場合、値上げ率が他に比べて高い。

生活困窮者の方については、この金額は大きい。絶対金額としては2か月で500円なので大したことはないとも考えられるかもしれないが、年間に500万円の収入で生活されている方と、年間100万円以下で暮らされている方では随分負担感が違う。

改定の考え方の3番に市民の日常生活に欠かすことの出来ない最低限度の排水である生活排水に対しては、使用料体系上、低廉となるよう一定の配慮を引き続き行う、という考え方について矛盾していると思うがその点はどうか。

事務局 改定案の第2期後の使用料は、国が示している一つの目安として20^m3,000円とあり、今の案としてはそれを基準にしています。

- 会長 今は結論はいらないので回答の準備を。4月以降に審議に入ります。
0～20㎡が困窮世帯に当たるかもしれません。水量区分における世帯構成の割合を準備してください。
本日配られた資料ですので、読んでいただき次回以降に検討いただきたいと思ひます。
次回以降、審議していきますので、それまでに必要な資料があれば、直接事務局に伝えていただき、よりスムーズに深く審議できるようによろしくお願いしします。
- 事務局 事務局より1点提案をさせていただきます。
今回の使用料改定につきましては、より多方面から広く意見を頂戴する必要があると考えています。よって現在の審議会に新たな委員として数名の方に加わっていただき議論、検討を進めていきたいと考えています。増員する委員については、年間通して排水量が多く高額の下水道使用料をお支払いいただいております、使用料改定に際して影響が大きくなるであろう企業、事業所等の中から、業種、地域性等々も考慮させていただいたうえで、4名ないし5名の方を増員させていただきたいと考えております。ご審議の程よろしくお祈ひします。
- 会長 ただいま事務局より審議会委員の追加増員について提案がありました。
甲賀市下水道審議会規則第7条の規定に基づいて、皆様にお諮りしたいと思ひます。
- 委員 地域的には何かあるのか。
- 事務局 水口エリア、甲南エリア等々偏らないかたちで、また業種につきましても製造業あるいは福祉関係、商業関係といったところを考慮しながら、選定、依頼を事務局で行いたいと考えております。
- 委員 いい案だ、賛成する。
1点確認。国の料金審議会等では企業側の方々と消費者側の方が入っていると思うが、消費者側というのは私たちが担当するということか。
- 事務局 現在は、商工会の代表の方、企業、下水道事業、あるいは経営関係の専門的な方、そして一般市民・消費者の方に委員としてご参画いただいておりますが、そこに排水量の多い企業等にも加わっていただくという考えです。
- 委員 この改定案でいくと、1億5千万円という赤字は消え、絶対量これだけはないといけないということ。先ほどの生活困窮者の方を保護するというのとは逆に、多く使う人は多く払わないといけないかもしれない。赤字になるということは誰かが負担しなければならない。この案で安定経営が図れるなら進めていかなければならない。
- 事務局 合併以降、これまで一度も使用料の改定がありませんでした。今回、投資・財政計画を再度見直し、令和2年度以降12年度まで、毎年度純損失を計上することになります。公営企業として使用料収入で賄うという基本的な考え方のもとにお示しした使用料体系の案はあくまでも1例ですが、今後の審議会のなかで有収水量の段階分布などもお示ししながらご意見を賜りたい。

収支において、最低限の不足額を確保していくというなかで、急激な負担増を避けるために2段階での改定とし、最終的には15%の改定が必要ということです。

会長

審議委員の追加増員に話を戻します。諮問に対する答申をするまでの期間限定で、排水量の多い工場事業所等の意見を取り入れるために、審議委員を追加したいという考えであります。それがよろしいですか。

(異議なし)

審議委員の追加増員につきましては、諮問に対する答申をするまでの期間限定ということで決定します。なお委員の選任につきましては、事務局に一任したいと思います。

審議委員の人数については、規則では最大20名。事務局の4名から5名という範囲で最大5名までということによろしいですか。

(異議なし)

それでは、提案どおり、4名ないし5名でバランスをとりながら事務局にお任せしますので選考をお願いします。